

海外研究活動特別助成規定

(平成 19 年 12 月 7 日制定)

- 第 1 条 公益社団法人日本木材加工技術協会（以下「本会」という。）は、定款第 4 条（4）「木材加工・利用技術に関する調査・研究」に則し、「海外研究活動特別助成（以下「本助成」という。）」の制度を設ける。
- 第 2 条 本助成は、公立研究機関・民間企業等に所属する本会の会員個人（正会員、賛助会員、団体会員）の海外における研究集会参加や調査等の研究活動を通じて、我が国の木材加工技術に関する普及と諸外国の木材加工技術に関する情報収集を行うことを目的とする。
- 第 3 条 本助成は、毎年度 2 名以内とし、助成額は 1 名につき 20 万円以内とする。助成金は研究活動特別助成引当金を充てる。なお、助成を受けた者は、活動内容を本会会誌上に報告するものとする。
- 第 4 条 本助成の公募は、毎年度本会会告をもって行う。
- 第 5 条 本助成を申請する者は、所定の海外研究活動特別助成申請書に従って手続きするものとする。
- 第 6 条 本助成を決めるため海外研究活動特別助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。会長は、理事会の議を経て選考委員長及び選考委員若干名を委嘱する。選考委員長及び選考委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 第 7 条 選考委員会は、助成候補者 2 名以内を選考し、助成額を含めて理事会に報告する。
- 第 8 条 理事会は、選考委員会から報告された内容を審議し、助成する者を決定する。